

京都市告示第 335 号

京都市横大路運動公園条例第 2 条及び京都市都市公園条例第 6 条第 2 号並びに第 7 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり施設の供用日を変更します。

平成 20 年 11 月 7 日

京都市長 門 川 大 作

1 横大路運動公園体育館

平成 20 年 11 月 25 日から同年 11 月 29 日までを供用日から除く。

2 桂川緑地久我橋東詰公園第 2 球技場

平成 20 年 11 月 10 日から平成 21 年 2 月 28 日までを供用日から除く。

(理由)

各施設において整備工事等を実施するため

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)